

## 通学路の緊急合同点検に関するQ&A

No.	内容	Q(質問)	A(回答)
1	調査対象	国立大学附属学校や私立学校は報告が必須ではないと考えてよいか。	貴見のとおり。
2	合同点検(スクールバス等)	スクールバスや路線バス等で登下校をしている場合も合同点検は必要なのか。 通学路が広範囲に及ぶため、危険箇所全ての合同点検は事実上不可能ではないか。	スクールバスや路線バス等で登下校をしている場合も、基本的にバスの停留所付近を中心に合同点検をしていただきたい。合同点検の要否は学校からの報告を受け、各教育委員会でご判断いただきたい。
3	合同点検	合同点検は、学校、保護者、道路管理者及び地元警察署の4者で必ず実施しなければならないのか。	必ずしも4者合同で実施しなければならないものではなく、危険箇所の状況に応じて3者もしくは2者で実施していただいて差支えない。 なお、(小学校については)各市町村教育委員会において様式2-1を作成することとなるため、各市町村教育委員会においては合同点検の実施状況・内容をよく把握・確認しておく必要がある。
4	合同点検(特別支援)	合同点検及び様式2-2の記入について、都道府県教育委員会では、県内全域を把握するのは難しく、特別支援学校に主に担当してもらってもよいか。	都道府県や学校等の実情に応じて、特別支援学校において作業いただいて差支えない。ただし、合同点検については、教育委員会が主体となっていたため、その状況の詳細は、把握していただく必要がある。
5	合同点検	毎年4月に、各学校において通学路を点検し、点検結果をまとめて、警察・道路管理者との合同会議で対応策の検討を行っている。本年は5月にも相次ぐ事故を受けて再び行った。よって、合同点検まで実施済と解してよいか。	貴見のとおり。ただし様式3-1は提出願いたい。
6	報告様式	報告要領について、「緊急合同点検を受けた対策の実施検討報告」とあるが、「検討」とは何のことを指すのか。	12月10日の報告時において、合同点検を受けた対策について、検討中であれば、様式2-1において「実施予定」又は「実施未定」となることを指す。なおその結果が様式3-1、4-1の「対策予定箇所数」「対策未定箇所数」に反映されることとなる。
7	報告様式	チャートのステップ1の中で、⑤に当たる様式はないと思うが、報告様式は⑧～⑩の手順用と考えて良いか。	様式については、1-1は合同点検前に活用できると考えるが、その他の様式については、確かに合同点検後を想定しているもので、⑤の手順は、各都道府県によって対応は異なるものである。(合同点検の実施について、情報共有)
8	報告様式	まず、様式1-1は危険箇所抽出に使用すればよいか。また、様式2-1は、合同点検の有無を記載する欄があるが、合同点検をして記入する流れなので、基本的に「無」はないと思うが、間違いはないか。	様式1-1は学校での危険箇所抽出に使用していただくものである。 危険箇所として抽出された箇所については合同点検が行われることが基本と考えているが、何らかの事情で合同点検を実施しない(する必要がない)場合は、様式2-1にその事情を記入いただきたい。
9	報告様式	様式1の右上に、「平成24年8月31日締切分」と「平成24年11月30日締切分」の2つ記載箇所があるが、学校における点検を2回に分けて実施する必要があるのか。	学校における点検による危険箇所の抽出は8月31日までにを行うことが基本である。2つの締切分を記載している理由は、何らかの理由により、学校の危険箇所の抽出が8月31日締切分に間に合わなかった際に、11月30日締切分を使用することを想定している。